

<<農地の相続等の届出のお願い>>

**農地を相続したときは・・・**



**地元の農業委員会に  
届出をしてください。**

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手をさがすなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

**手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！**

（愛川町農業委員会事務局  
電話 046-285-6953（直通））